

2018年8月18日

「中央省庁における障害者雇用率の水増し」について

全国就労移行支援事業所連絡協議会
会長 酒井大介

2018(平成30)年8月17日、国土交通省や総務省など複数の中央省庁が、障害者雇用促進法で義務付けられている障害者の法定雇用率を42年間にわたり水増ししており、政府が調査を始めたと報道されました。翌日の18日には農林水産省も水増しの事実を認めており、同様の不正を行っている省庁はさらに増えるかもしれません。

本来、中央省庁における障害者雇用は、民間企業や自治体にとって手本となり、模範となるべきであり、このような事実は大変残念で仕方がありません。厚生労働省は早急に実態解明を行うことと合わせ、実雇用者数の管理システム強化を検討すべきです。

当会は、障害者が福祉サービスから一般企業への移行を推進する就労移行支援事業所の団体です。それぞれの事業所が各々の地域で民間企業へ働きかけ、連携しながら、より多くの障害者が雇用され、雇用継続されるよう日々活動しています。福祉サービスから一般企業への就職が年々伸びている中で、中央省庁がこのような不正をすることは私たちや一般企業の努力を蔑ろにするものです。

今後、このようなことがないように、不正を行っていた各省庁は猛省すべきであり、厚生労働省による実効的な管理体制の導入・強化を強く望みます。